

国民年金のお知らせ

年金生活者支援給付金制度について

「年金生活者支援給付金」は、年金を含めた所得の低い方の生活を支援するために、年金に上乗せして支給する制度です。

この制度は、消費税が10%に引き上げられる令和元年10月1日より実施されます。初回の支払いは12月中旬となり、以後は支給要件を満たしていれば、恒久的に支給されます。

対象者

- ①老齢基礎年金受給者
 - ・ 65歳以上の方
 - ・ 請求される方の世帯全員が、市町村民税非課税となっている。
 - ・ 前年の年金収入額とその他の所得が779,300円以下である。
- ②障害基礎年金受給者
 - ・ 前年の所得が4,621,000円以下の方
(扶養親族等の人数に応じて増額する。)
- ③遺族基礎年金受給者
 - ・ 前年の所得が4,621,000円以下の方
(扶養親族等の人数に応じて増額する。)

支給額

- ①老齢基礎年金受給者
 - ◆ 5,000円×保険料納付済期間／480ヶ月
 - ◆ 10,834円×保険料免除期間／480ヶ月 } 合計した額
- ②障害基礎年金受給者
 - ・ 障害等級1級の方…6,250円
 - ・ 障害等級2級の方…5,000円
- ②遺族基礎年金受給者
 - ・ 5,000円

手続き方法

支給要件を満たしている方には、9月中旬頃日本年金機構から必要な書類が送付されます。書類が届きましたら、請求書に氏名などをご記入いただき返送してください。

なお、令和2年1月以降に請求された場合、請求した翌月分からの支給となりますので、書類が届き次第、速やかな請求手続きをお願いします。

配偶者状況変更届について

国民年金保険料の全額免除又は納付猶予の承認を受け、翌年度以降も全額免除又は納付猶予を継続して希望している方は、婚姻や離婚等により配偶者の状況に変更があった場合に、日本年金機構への届出が必要となります。

お問い合わせ先

町民課 年金係 ☎ 47-4681
函館年金事務所 ☎ 0138-56-1165(国民年金課)